

鈴鹿市選管告示第 5 号

鈴鹿市選挙管理委員会規程（昭和 4 4 年選管告示第 8 号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 5 月 1 4 日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 宮 崎 由 美 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
(公印) 第24条 委員会の公印の<u>名称、寸法、書体及びひな型</u>は、次の<u>表</u>のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 備考 略 <u>2 前項及び次条の公印の管理及び取扱いの責任者は、事務局長とする。</u> <u>(電子公印)</u> 第25条 <u>電子計算組織（電子計算機により定められた処理手順に従って事務を処理する組織をいう。）を利用して文書を作成する場合において、特に委員長が必要と認めるときは、電子公印の印影を当該文書に印刷して、公印の押印に代えることができる。</u> <u>この場合において、電子公印は、公印の寸法を伸縮して使用することができる。</u> <u>2 委員会の電子公印の名称、寸法、書体及びひな型は、次の表のとおりとする。</u>	略	(公印) 第24条 委員会、<u>委員長及び事務局長</u>の公印は、次のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 備考 略	略
略			
略			

<u>電子公印</u> <u>の種類</u>	<u>電子公印の規格</u>		<u>字体</u>
	<u>寸法</u>	<u>刻字</u>	
<u>委員長印</u>	<u>方20</u>	三 重 県 鈴 鹿 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 之 印	<u>かい</u> <u>書</u>
<u>備考</u> <u>寸法の単位は、ミリメートルとする。</u> <u>(その他公印の管理及び取扱い)</u> <u>第26条 前2条に定めるもののほか、委員会の公印の管理及び取扱いについては、鈴鹿市公印規則（昭和39年鈴鹿市規則第15号）の規定の例による。</u>			

附 則

この告示は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第11号）の施行の日から施行する。